

令和2年度大阪府相談支援従事者初任者研修（2日課程）募集要項

本研修は、社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会が、大阪府からの指定を受け（指定番号3）、厚生労働省の定めた「相談支援従事者研修事業実施要綱」及び大阪府の定めた「大阪府相談支援従事者研修事業者実施要領」に基づいて実施するものです。

1 目的

ケアマネジメントの基本姿勢及び地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の習得を目的とします。

2 受講対象者

- ① 指定障がい福祉サービス事業所及び指定障がい者支援施設においてサービス管理責任者として配置されている、あるいは配置予定の方。
- ② 指定障がい児通所支援事業所及び指定医療機関並びに指定障がい児入所施設において児童発達支援管理責任者として配置されている、もしくは配置予定の方。

- サービス管理責任者もしくは児童発達支援管理責任者として従事しようとする方は、本研修「2日課程」及び「サービス管理責任者等（基礎）研修」の修了が必要になります。

3 定員 400名程度

4 研修日時 講義2日間

第1・2日	全体講義	Web配信による講義 12時間程度 【配信期間：11月27日（金）～12月2日（水）】
-------	------	--

- ・全体講義は講義映像をWeb配信します。視聴可能な端末及びインターネット環境を準備ください。（ご準備できない場合は研修事務局へご相談ください）
長時間の動画視聴となりますので、Wi-FiもしくはLANケーブル接続環境での視聴を推奨します。
- ・「Web配信方法の詳細」については、受講手続き完了後にテキスト等と一緒に送付します。

5 申込方法および受講決定通知について

- ① 「受講申込書及び推薦書」に必要事項を記入。

※ 記入漏れや書類に不備があった場合、申込受付ができません。



- ② 「応募必要書類確認書」で必要書類を確認し、下記【申込先】へ郵送する。

返信用封筒（長形3号 94円切手貼付）

※ 実務経歴証明書・経歴書等の提出は不要です



- ③ 受講可否通知を送付 ⇒9月24日（木）頃に発送予定

受講決定者 ⇒「受講決定通知」「振込依頼書」

受講不可の方 ⇒「受講決定不可通知」を、それぞれ返信用封筒で送付します。

※ 9月28日（月）までに通知が届かない場合は、研修事務局までお問い合わせください。



- ④ 受講手続き完了後に、「講義テキスト」「受講票」「Web配信方法の詳細」について資料を送付します。

【申込先】 〒546-0033

大阪市東住吉区南田辺1丁目9番28号 大阪市立早川福祉会館内
社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会
(研修事務局) 大阪市障がい者相談支援研修センター

締め切り：令和2年8月28日（金）まで 当日消印有効（※1）

※1 8月28日（金）までの消印で研修事務局に届いた申込書類のみ受け付けます。

※2 直接持参された申込書類及びFAXやメールでの申込については一切受付いたしません。

※3 ご提出いただいた書類については、返却いたしませんのであらかじめご了承ください。

6 受講費用 15,000円（税込）

※ 「振込先」「振込方法」等は、受講決定通知に「振込依頼書」を同封して送付します。

なお、納付済の受講料については、返金できませんのでご注意ください。

※ 領収証の発行はいたしません。金融機関の「お振込控え」等をもって、領収証にかえさせていただきます。

※ 振込手数料は受講者負担にてお願いいたします。

7 受講者選考について

- ・ 受講申込者が定員を超えた場合は、「大阪府相談支援従事者研修事業者実施要領」により、以下の優先順位に基づいて受講決定いたします。
- ・ 大阪府内の事業所に配置予定の受講申込者を先に選考し、定員に余裕があれば他府県の事業所に配置予定の受講申込者を選考します。
- ・ 受講者選考は、受講申込者が事業所に配置（従事）される状況に基づき決定します。
「従事される予定の事業所について」及び「受講優先順位」の欄は必ず配置（従事）予定の事業所に状況を確認のうえ、「受講申込書及び推薦書」に記入してください。
- ・ 法人・事業所等代表者は「受講申込書及び推薦書」の記載内容を確認のうえ、「推薦欄」に記入し法人印または事業所印を押印してください。なお、推薦が得られない場合は「理由書」欄に必ず理由を記入してください。

■ 2日課程の優先順位について

- ① 市町村に設置される重症心身障がい児支援施設に児童発達支援管理責任者として配置予定の者で、市町村の重症心身障がい児支援施設の整備状況を勘案し、大阪府と市町村が協議し決定する者
- ② 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）に定めるやむを得ない事由によりサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）が欠けた事業所に配置される者であってサービス管理責任者等としての要件となる実務経験を満たしているもので、当該年度中に研修を修了しなければ規定を満たせない者として指定権者に誓約書を提出し、受理された者
- ③ 開設を予定している事業所又は既存の事業所にサービス管理責任者等として配置予定で人員基準の規定により配置が義務付けられている員数の範囲内の者で、当該年度中に研修を修了しなければ人員基準の規定を満たせない者
- ④ 当該年度に研修を修了することにより、翌年度にサービス管理責任者等として配置予定で人員基準の規定により、配置が義務付けられている員数の範囲内の者
- ⑤ 児童発達支援管理責任者としての要件となる実務経験に2年満たない者で、当該年度に研修を修了することにより、当該年度に個別支援計画原案の作成者として配置予定の者のうち1人目の者
- ⑥ サービス管理責任者等としての要件となる実務経験を満たしている者で、サービス管理責任者等の配置・交代が必要になった場合に備え、資格を用意しようとする者
- ⑦ 児童発達支援管理責任者としての要件となる実務経験に2年満たない者で、当該年度に研修を修了することにより、当該年度に個別支援計画原案の作成者として配置予定の者のうち2人目以降の者
- ⑧ 上記以外で受講要件を満たす者については、事業の開始予定年度と実務経験の期間を勘案し優先順位をつけるものとする

※③及び④については、厚生労働省令で定める人員基準により配置が義務付けられている場合は、2人目以降の者も当該順位に該当することとする。その場合、「受講申込書及び推薦書」のサービス管理責任者を配置しなければならぬ人数を必ず記入すること。記入のない場合、受講決定の際に一切考慮いたしません。

(注) 受講申込者が退職した場合、法人の推薦は取下げとなり、個人申込みの扱いとなります。

8 研修の修了及び修了証書

Web配信による講義映像視聴後、講義についてのレポート等をご提出いただいた方に、相談支援従事者初任者研修2日課程の修了証書を交付します。

レポート等の提出が無い場合は交付できませんのでご注意ください。

※ レポートの提出期限及び修了証書の送付日等については、受講決定通知にてお知らせします。

※ お申込み内容に虚偽が判明した場合は、受講決定や研修修了の取り消し等の措置をとることがあります。

9 問い合わせ先

社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会

(研修事務局) 大阪市障がい者相談支援研修センター

☎ 06-6622-1205

受付時間：土・日・祝日を除く、9：00～17：00

ホームページ問い合わせフォーム (URL：<http://www.supokyo-kensyu.org/offer>)